

高病原性鳥インフルエンザ

現地対策班 周辺農場支援グループ

防疫作業マニュアル

## 目 次

1	主な役割	1
2	簡易検査陽性時（殺処分開始前に行う準備）	1
	（1）異常鶏の有無の確認	
	（2）周辺農場対応	
	（3）現地家畜保健衛生所に参集	
	（4）発生状況確認検査の準備	
3	病性判定時（殺処分の開始）	2
	（1）移動・搬出制限の伝達	
	（2）異常鶏の立入検査	
	（3）発生状況確認検査	
	（4）出荷支援対策	
4	農場防疫措置完了後	4
	（1）清浄性確認検査	

### 様式

- 異常家きんの症状等に関する報告（別記様式4-1）
- 異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告（別記様式4-2）
- 移動制限除外証明書（別記様式8）

## 周辺農場支援グループ

### 1 主な役割

周辺農場支援グループは主に下記の取り組みを行う。

- ・異常鶏の通報対応
- ・周辺農場の立入検査
- ・出荷支援対策
- ・その他、周辺農場支援に関係する作業

### 2 簡易検査陽性時（殺処分開始前に行う準備）

グループ体制

リーダー	家畜保健衛生所 1 名
サブリーダー	家畜保健衛生所 1 名

#### ( 1 ) 異常鶏の有無の確認

簡易検査陽性事例の周辺農場や関連農場には異常鶏の存在が想定されるため、発生農場から半径 10km 以内の農場に対し電話により、異常鶏の有無を確認する。異常鶏の存在が疑われる場合は速やかに管理グループに報告するとともに、当該農場の検診を実施する。

#### ( 2 ) 周辺農場対応

- ア 防疫マップを用い、疑い事例農場を中心とした、移動制限区域（半径 3km）、搬出制限区域（半径 10km）の地図を作成、制限区域内の農場をリストアップ及び管理グループへの報告。
- イ 制限区域にかかる管内市町村に連絡すると共に、家畜防疫対策班(畜産課)へリストを提出する。家畜防疫対策班は必要に応じて制限区域の市町村を所管する家畜保健衛生所、農林水産省、近隣の都道府県に連絡をする。
- ウ 制限区域にかかる農場へ電話等により連絡し、移動制限区域内の農場には移動・搬出の自粛を要請し、消毒を指導する。
- エ 病性判定後の発生状況確認検査に備え、周辺農場立入準備を行う。

#### ( 3 ) 現地家畜保健衛生所に参集

病性判定後の発生状況確認検査に備え、周辺農場支援グループ員は速やかに現地家畜保健衛生所に参集する。

#### ( 4 ) 発生状況確認検査の準備

### 3 病性判定時（殺処分の開始）

#### グループの構成

リーダー	家畜保健衛生所 1 名
立入・経営支援	家畜保健衛生所 4 名、保健医療部(獣医師)2 名、市町村 10 名

#### (1) 移動・搬出制限の伝達

制限区域の設定を行った後、速やかに市町村と連携し、当該区域内の鶏等の所有者に対し、発生農場の所在地及び以下の事項について、電話、FAX、メール等により連絡する。

- ア 生きた鶏等、鶏等の死体、鶏糞、敷料、飼料及び飼養器具について、移動制限区域内の農場については移動の禁止、搬出制限区域内の農場については当該区域からの搬出を禁止すること。
- イ 移動制限区域内の農場については、原則として 24 時間以内に発生状況確認検査を実施し、また、全ての発生農場の防疫措置の完了（殺処分、死体の処理、汚染物品の処理及び畜舎等の消毒（1 回目）の完了）後 10 日が経過したのちに、再度同様の清浄性確認検査を行うこと。
- ウ 搬出制限区域の解除については、清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されている必要があること。
- エ 移動制限区域の解除については、清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認され、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過している必要があること。

#### (2) 異常鶏の立入検査

異常家きん通報等、高病原性鳥インフルエンザ等を疑う立入検査の際には、異常家きんの症状等に関する報告（様式 4-1）、異常家きん飼養農場に関する疫学情報（様式 4-2）を記載の上、管理グループに報告するとともに簡易検査を実施する。また、農家に対し当該農場の生きた鶏、鶏の死体、排泄物、敷料、飼料、飼養器具、その他ウイルスに汚染されたおそれのある物品の移動自粛を求める。

##### \* 現地に携行する用具

- ・長靴、防疫衣類、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- ・簡易検査キット
- ・連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙（異常家きんの症状等に関する報告、異常家きん飼養農場に関する疫学情報）、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- ・消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- ・ガムテープ、ビニールテープ、カッター、ハサミ、ビニール袋、着替え、食料品等

### (3) 発生状況確認検査

原則として24時間以内に、次に掲げる場合の区分に応じ、農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

### (4) 出荷支援対策

以下の事項に該当する場合は制限の対象外とすることができる。

ア 制限区域内の鶏の食鳥処理場への出荷

< 移動制限区域内 >

次の(ア)の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の鶏について、農林水産省動物衛生課と協議の上、事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷させることができる。

農家より要望があった場合、食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査を実施する。要件を満たし出荷を許可した場合には、農場に対し移動制限除外証明書(様式8)を発行、食鳥処理場への提出を指示し、鶏の移動時には(イ)の措置を講じるよう指導する。

(ア) 出荷の要件

- ・発生状況確認検査により陰性を確認していること。
- ・出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された鶏と同一の鶏舎であること。

(イ) 鶏の移動時に農家が講じる措置

- ・食鳥処理をする当日に移動させる。
- ・移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- ・積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ・荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- ・車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- ・原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ・運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ・移動経過を記録し、保管する。

< 搬出制限区域内 >

搬出制限区域内の農場の鶏について、農林水産省動物衛生課と協議の上、農家に対し移動制限除外証明書を発行し、搬出制限区域外の食鳥処理場に出荷させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。また、農家に対し移動制限除外証明書を食鳥処理場に提出するよう指示する。

## イ 制限区域内の死体等の移動

(ア) 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている鶏等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の鶏等の死体及び敷料、飼料、排せつ物等について、都道府県は、農林水産省動物衛生課と協議の上、焼却等をするを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。その際には農家に対し移動制限除外証明書(様式8)を発行する。

(イ) 移動時には、次の措置を講ずる。

- ・移動前に、家畜防疫員が当該農場の鶏等に異状がないか確認する。
- ・原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ・積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ・原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ・複数の農場を連続して配送しないようにする。
- ・移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ・移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ・運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ・移動経過を記録し、保管する。

## 4 農場防疫措置完了後

### (1) 清浄性確認検査

移動制限区域内の農場については、全ての発生農場の防疫措置の完了(殺処分、死体の処理、汚染物品の処理及び畜舎等の消毒(1回目)の完了)後10日が経過したのちに、再度3-(3)と同様の検査を行う。

(別記様式 4-1)

異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：茨城県

家畜保健衛生所：

担当：

1 現地調査(立入検査)

年 月 日 時

\*以下の 2、3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他( )

羽数： 羽

家きん舎数：

構造：開放、ウインドレス、その他( )

飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他( )

( \*飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。)

4 病歴、病状、病変の概要(通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む)

5 検査所見(家畜防疫員により確認されたもの)

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数： (うち死亡羽数： 羽)
備考(管理失宜、誘導換羽の有無等)			

(2) 死亡羽数の推移(家きん舎ごと)

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果(検査材料)

(別記様式 4-2)

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- ( 1 ) 飼養者が過去 7 日間に直接の飼養管理を行った他農場
- ( 2 ) 家きんの導入又は搬出（過去 21 日間）
- ( 3 ) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去 21 日間）
- ( 4 ) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- ( 5 ) 死亡家きんの処理・搬出
- ( 6 ) 種卵の搬出先（過去 21 日間）
- ( 7 ) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- ( 1 ) ND ワクチン接種歴、ND ワクチンの種類
- ( 2 ) 焼却場所、埋却地の確保状況
- ( 3 ) 周辺農場戸数、羽数（3km、10km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイム PCR 検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考



(別記様式8)

移動制限除外証明書

番 号  
年 月 日

殿

家畜保健衛生所  
家畜防疫員

あなたが所有する(管理する)次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の発生に伴う、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報:令和 年 月 日に 県 市で発生が確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等: 初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物  
その他( )
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所(移動元):
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所(移動先):

(留意事項)

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。

運搬には密閉車両(初生ひな以外は密閉容器等による代替可)を用いる。

可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。

積込み前後に車両表面全体を消毒する。

消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。

移動経過を記録する。